

マイクロ
フロッピー作成

ボリウエア共和国
ボリウエア国有鉄道

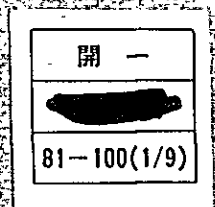
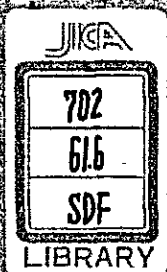
東部路線タペラス～ロボレ鉄道建設工事

- 第 1 卷 入札心得
- 第 2 卷 契約条件書
- 第 3 卷 入札書式
- 第 4 卷 一般仕様書
- 第 5 卷 技術仕様書
- 第 6 卷 特別仕様書
- 第 7 卷 数量明細書
- 第 8 卷 図 面
- 第 9 卷 契約合意書

第 1 卷

昭和56年3月

国際協力事業団



JICA LIBRARY



1054243[9]

国際協力事業団

受入 月日 84.4.13	.702
登録No. 03351	61.6
	SDF

前 文

ボリビア国鉄東部線（タペラス～ロボレ）鉄道建設工事の 入札書類について

上記の入札書類をここに慎しんでボリビア政府に提出する。本入札書類はボリビア国鉄東部線（タペラス～ロボレ）災害復旧のための新線迂回案にもとづいて作成されたものである。

ボリビア政府より日本政府になされた要請をうけ、日本国際協力事業団は1980年6月から1981年3月までに、1/5,000地形図作成、基本設計および入札書類の作成を行った。これ等は新線迂回案（東部線F/S調査におけるB案）に基づいている。

基本設計の途中において、今回のJICA調査団によって完成された1/5,000地形図と、ボリビア陸軍地理院（IGM）によって提供され、昨年のF/S調査団によって使用された1/50,000地形図の間に、最大100mに及ぶ標高の差が一部にあることが見出された。この相違はF/S調査におけるものと比較して、切取量と盛土量に著しい増加をもたらし、新線迂回案の工事費を増大させる結果となった。

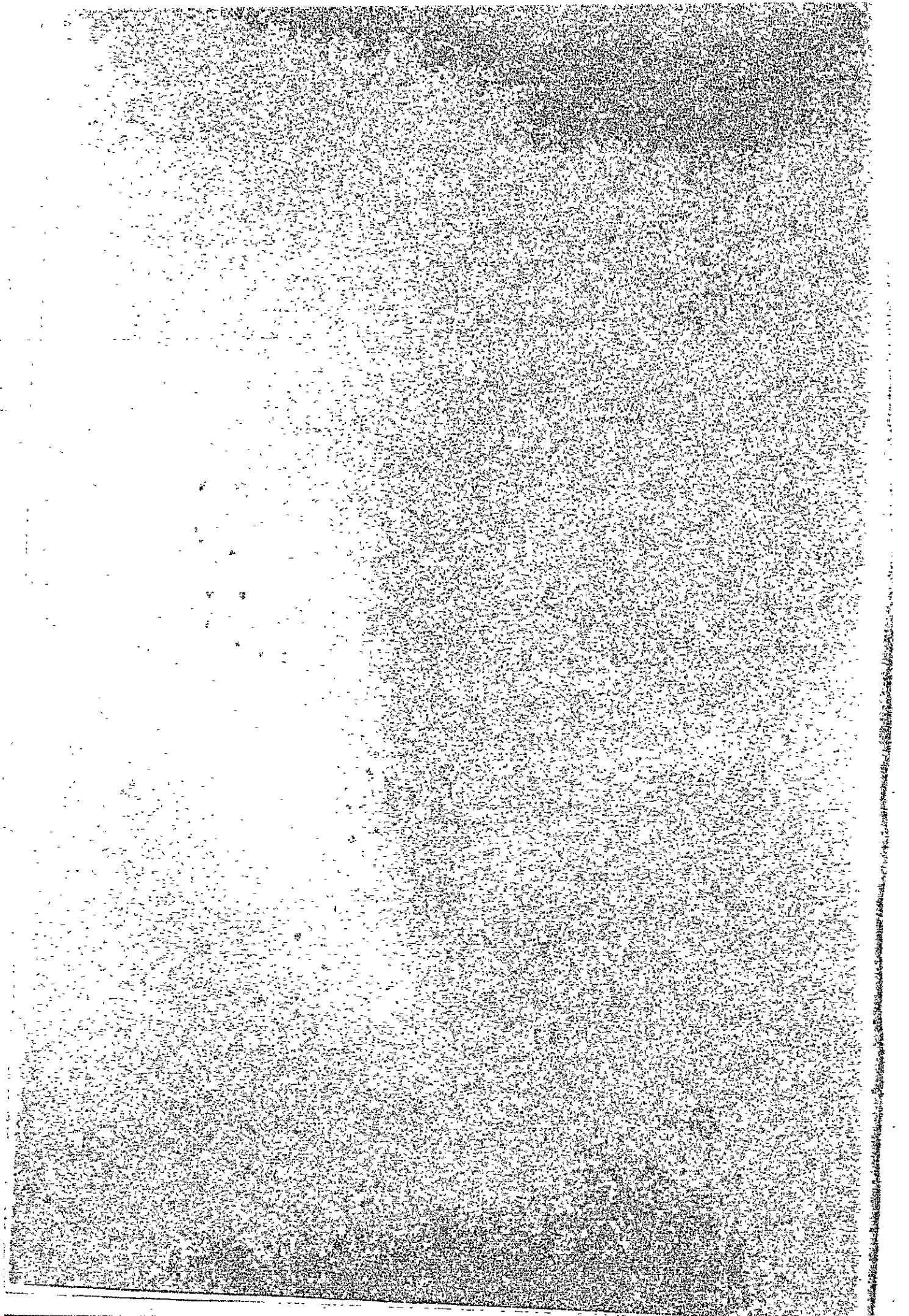
これをうけて、ボリビア政府は新線迂回案と在来線復旧案（東部線F/S調査におけるA案）を再検討し、前案から後案へ変更することを決定した。

このため、新線建設を目的とした本入札書類は直接に用いられることはなくなった。

しかし、この迂回新線はF/S調査において示されているように、防災面、列車運転面等で在来線よりも多くの利点を持っている。

将来において、東部線はボリビアとブラジル間の国際線として、また南米大陸横断鉄道の重要な一部として、重要度を増すことであろう。

これらを考えると、東部線（タペラス～ロボレ）新線迂回案は将来採上げられるときがくるであろうし、そのときこそ本入札書類がボリビア政府のために役立つであろうことを願うものである。



ボリヴィア共和国
ボリヴィア国有鉄道

東部路線タペラス～ロボレ鉄道建設工事

- | | |
|-------|-------|
| 第 1 卷 | 入札心得 |
| 第 2 卷 | 契約条件書 |
| 第 3 卷 | 入札書式 |
| 第 4 卷 | 一般仕様書 |
| 第 5 卷 | 技術仕様書 |
| 第 6 卷 | 特別仕様書 |
| 第 7 卷 | 数量明細書 |
| 第 8 卷 | 図 面 |
| 第 9 卷 | 契約合意書 |

第 1 卷

昭和56年 3 月

国際協力事業団

入札心得目次

I 入札心得

1. 目的	1
2. プロジェクトの概要	1
3 定義	1
4. 入札書類の構成	1
5. 一般規定	2
6. 予備資格審査オフアの作成と提出	3
7. 入札オフアの作成と提出	4
8. 入札オフアの開封	6
9. 落札	6
10. 単価の明細	6
11. 契約調印	6
12 契約の発効	6
13. 契約の保証金	6
14. 前渡金	6
15. 工事の開始	7
16. 支払通貨	7
17. 支払い	7
18. 保険	7
19. 詳細設計に伴う単価変更	7
20 エスカレーション条項	7

II 参考

参考 1 予備資格審査招請文	8
参考 2 入札招請文	10

III 付録

付属資料 5 契約内示書	11
付属資料 1 入札保証書	13
付属資料 2 契約履行保証書	14
付属資料 3 誠実履行保証書	15
付属資料 4 前渡金保証書	16

入 札 心 得

1. 目 的

この心得書は、オフアの作成と提出について入札者を案内し、同時にオフア承認により入札者が負うことになる義務を明確にするものである。

この内容は全入札参加者に適用され、指示事項の無知又は誤った解釈を理由にして、その遵守責任を免がれることはできない。入札評議会は本書に示された要件を厳守せぬオフアを拒否する権利を保留する。

2. プロジェクトの概要

このプロジェクトは、東部線タベラス・ロボレ間鉄道線路の災害本復旧のための、鉄道新線を建設するものである。

この鉄道新線は延長約102Kmの鉄道線路(1mゲージ、単線)と4つの新駅で構成される。

切取、盛土、BOXカルバードおよび橋りよりの路盤施設、レール、バラスト、ポイントおよび線路諸標の軌道施設、運転保安のための通信設備、並びに駅建物とその付属設備の工事である。

上記に先立ち、新線ルートを中心杭設置および縦横断の測量、平面測量、地質調査および構造物の詳細設計が含まれる。

3. 定 義

- a) ENFE: La Empresa Nacional de Ferrocarriles の略称
- b) 入札および契約を行う機関: ENFE
- c) 入札評議会: La Junta de Licitaciones de Obras: ボリヴィア共和国法令
“公共部門の工事入札”(法令第15192号, 1977, 12, 15)により規定された要員構成によるもので、オフアの審査を行ない、落札の決定を行う。

4. 入札書類の構成

本入札の書類は下記の7巻より構成される。

4.1 入札心得(第1巻)

正しいオフアの作成に必要な基本情報、及びオフアの提出に関する手順を示す。

4.2 一般契約条件書(第2巻)

ENFEと請負者間の契約関係を規制する諸条項を示す。

4.3 入札書式(第3巻)

入札者が提出するオフアの書式を示す。

4.4 一般仕様書(第4巻)

工事全般に関する説明と、工事と材料に関する一般原則、及びその仕様と条件を示す。

4.5 技術仕様書(第5巻)

工事の完全な遂行のための、最低技術条件と支払い項目を示す。

4.6 特別仕様書(第6巻)

特別な仕様を記載したもの。

4.7 数量明細書(第7巻)

夫々の支払項目と工事数量を示す。

4.8 図面(第8巻)

基本的な工事内容を図示するとともに、基本的な技術情報も示す。

4.9 契約合意書(第9巻)

契約における合意書の書式を示す。

5. 一般規定

5.1 一般

入札者は本入札書類に記載された凡ての指示および条件に従わなければならない。これらの指示および条件に対する無知又は誤解を理由として、本入札書類で取り決められた条件を履行できぬ口実にすることはできない。

5.2 解明

入札書類の内容説明は口答では行なわない。説明要求は凡て文書にして、オフア提出期限の少なくとも15日前までに、ENFE入札評議会事務局に届けるものとする。これに対する入札評議会の解明は、オフア提出期限の8日前までに追加補足の形で文書により送付する。入札者は如何なる場合でも、その文書の受領について否認することはできないものとする。

5.3 追加情報

入札書類の配付後、一部を追加、解明又は訂正する必要が生じた場合、それらは追加補足書によつて行うものとし、全入札者に送付されるものとする。

5.4 プロジェクト現場調査

入札者は適正な入札のためにプロジェクト現場とその周辺を視察、調査しなければならない。地形、地質、水文、気候などの自然条件、資材および労働力の入手難易とそのコスト、現場への進入路条件、必要となる住居を自からチェックし、そのオフアに影響する凡ての要素を検討し計画する必要がある。

5.5 契約の形式

本工事の契約は路線測量、地質調査および詳細設計を伴つた工事であり、単価契約と一括契約の項目を含む複合契約である。

5.6 機器、材料および役務の原産地

請負者はボリビア共和国産の機器、材料および役務を可能な限り使用しなければならない。

5.7 国内企業の参加

外国企業の場合は契約金額のうち最低30%のボリビア共和国国内企業の参加がなければならない。

ENFEはボリビア共和国国内企業の参加を出来る限り多く含んだオフアを好意的に審査する。

5.8 使用言語と単位

オフアはスペイン語と十進法、メートルならびにトン単位を用いて提出しなければならない。

契約履行中の書類にも、凡てこの言語と単位を使用するものとする。

5.9 ポリヴィア共和国の法律の順守

入札者は本契約と関係のあるポリヴィア共和国の現行法律と規則に従わなければならない。

5.10 入札研究に対する補償

入札した何れの企業もオフアの準備や提出に要した費用について、如何なる性格の補償、償還の請求権も ENFE に対して有しないものとする。

6. 予備資格審査オフアの作成と提出

6.1 一般

ポリヴィア共和国法令“公共部門の工事入札”(法令第15192号, 1977, 12, 15)により、本入札は予備資格審査を伴う入札とする。

6.2 予備資格審査オフアの書式

予備資格審査オフアは下記の書式に従がつて記載し、必要な証明書類を添付するものとする。(第3巻参照)

a) 予備資格審査申込書	書式 1
b) 法定書類	2
c) 企業の経験	3
d) 財政状況	4
e) 企業の専門職の名簿	5
f) 専門職の経歴書	6
g) 工事施工に使用予定の設備・機器一覧表	7
h) 工事に必要な資材・機材の予定産地国	8
i) ポリヴィア国籍および外国籍別労働者予定一覧表	9
j) 概略工事工程表	10

6.3 提出用紙

各用紙の記入には、タイプライターを使用するものとする。

用紙の全ページに入札者代表はインクで署名し、法律に基づいて収入印紙を貼らなければならない。

6.4 変更事項

オフアの修正あるいは挿入の訂正箇所には、入札者代表が各訂正ヶ所のすぐ右側余白にイニシャル署名して訂正証明をしなければならない。この証明のない訂正がある場合は受け付けられない。

6.5 オフアの署名

入札書式2において指定された人がオフアの署名を行うものとする。

6.6 オフアの提出

オフアは指示された入札書式の全部を、捺印ならびに署名された密閉封筒に入れて提出するものとする。

封書の表には、開札の日付、工事件名、そのためのオフアであることを記載するものとする。

封筒の宛先は下記のごとく定める。たゞし手渡しとする。

宛 名 LA SECRETARIA DE LA ASESORIA JURIDICA
DE ENFE

EDIFICIO ESTACION CENTRAL

LAPAZ , BOLIVIA

提出部数はオリジナル1部、コピー2部、ただし証明書類は1部とする。

提出の期限は予備資格審査の招請文に記載のとおりである。

提出期限以後に到着した予備資格審査オフアは開封せずに返送される。入札評議会のENFE事務局はオフアを受付けた日時を記載し、受領証を発行する。

6.7 工 期

工期は3年以内とし、メンテナンス期間は工事完了後1年間とする。

7. 入札オフアの作成と提出

7.1 一 般

ボリビア共和国法令“公共部門の工事入札”第18条により、予備資格審査に合格した企業に対して、入札評議会は入札の招請を行うものとする。

7.2 入札オフアの書式

入札の招請をうけた企業は下記の書式に従い、入札オフアを作成するものとする。

a) 入札オフア申込書	書式 1 1
b) 値入れ済数量明細書	1 2
c) 基本賃金	1 3
d) 建設基本資材のコスト	1 4
e) 作業行程表と月当り出来高予定表	1 5
f) 入札保証書	付属資料 1

7.3 入札オフアの完全性

入札者は入札書類の凡てと、入札期間中に送付された凡ての追加補足書を検討した上で入札オフアを作成しなければならない。

入札者は提出する入札オフアの正確度と充足度について責任を持つものとする。特に、記入された数値や価格は、落札した場合、契約書に規定される全義務およびプロジェクトの完遂に必要な全ての事項をカバーするものでなければならない。

7.4 提出用紙

6.3に同じ

7.5 変更事項

6.4に同じ

7.6 入札オフアの署名

6.5に同じ

7.7 入札オフアの提出

6.6に同じとする。ただし、封筒は必ず手渡しするものとする。

提出部数はオリジナル1部、コピー2部とする。もし内容に相違がある場合はオリジナルが優先する。

入札オフアの提出期限は入札の招請のとき入札評議会より通知する。

7.8 入札見積書

- a) オファの価格はプロジェクト遂行に必要な機器、資材、役務および諸経費の凡ての費用をカバーしなければならない。
- b) オファの価格は定額とし、予備費又は暫定費は含まない。
- c) 各項目につきUSドル又はボリヴィアペソの見積りを出すものとする。
- d) 一般契約条件書第77条に表わされるエスカレーション条項の適用費目については数量明細書を参照するものとする。
- e) 契約総額はUSドルとボリヴィアペソの夫々の合計額を計上するものとする。このうちUSドルについては入札オファの開封当日におけるボリヴィア中央銀行のボリヴィアペソとUSドルの交換比率をもってボリヴィアペソに換算し評価されるものとする。

7.9 代 替

すべての品目は代替品について見積らないものとする。

7.10 代案入札オファ

入札者はいかなる代案入札オファも提出し得ないものとする。

7.11 税金および関税の賦課

本工事に於いては、ボリヴィア共和国法令または規則による税金および関税は凡て免除されないものとする。

7.12 入札保証書

落札の際の契約調印を保証するため、入札者は、銀行の発行する入札総額をボリヴィアペソに換算合計した額の1%を下らない金額のENFEを受益者とする保証書を入札オファと同時に提出しなければならない。(参考4を参照)

入札保証書は入札オファ提出期限日起算90暦日間以上有効でなければならない。入札保証書は入札オファの開封日より90暦日以内に返還されるが、落札者の入札保証書はENFEが満足できる契約に落札者が調印し工事に着工するまで保留されるものとする。

7.13 入札オファの有効期間

入札オファはオファ提出期限日を起算日として、90暦日を有効期間としなければならない。

7.14 提出後の入札オファの修正は、入札オファ提出期限日時の 時間以前の場合に限り考慮されるものとする。

修正はすべて文書によるものとし、提出規定に従って署名、提出されるものとする。

7.15 入札オファの取下げ

オファの開封事前に、入札者が何等かの状況によつてそのオファの取下げを要望する場合は、入札オファ提出期限日時の 時間以前までに書面をもつて申請すれば、その入札者に対して返却されるものとする。これより以降に入札オファの取り下げを行う場合は、入札保証書は現金化され没収されるものとし、これに対する請求権は認められないものとする。

8. 入札オフアの開封

入札オフアの提出期限後直ちに、入札評議会により開封されるオフアの金額は読み上げられ、記録される。要望するならばこの開封に入札者又はその代理人は立会し、適切と判断される見解を述べることができる。

9. 落札

入札評議会は入札オフアを分析した後、ボリヴィア共和国の利益に最も適した入札オフアを提出した入札者に対し、落札決定を行い、その結果を書面をもつて落札者に通知するものとする。

入札評議会は、国家の利益と合致しない場合は、凡ての入札オフアを拒否する権利、および必ずしも最低額入札者に落札しない権利を保留する。

10. 単価の明細

落札が決定した会社はオフアと一諾に工事の各単価をENF Eに提出してこれを契約書に含めるものとする。

11. 契約調印

工事の落札決定を承認するボリヴィア共和国政令が出た日より 日以内にENF Eと落札者は契約調印を行ない、公正証書を作成するものとする。契約合意書の書式は本入札書類の契約合意書式に示す。

落札者の責めにより、この期間内に契約が調印されない場合、ENF Eは入札保証書を現金化し没収するものとする。

12. 契約の発効

ボリヴィア共和国政府が承認した日をもつて発効される。

13. 契約の保証金

落札者は契約の発行後、下記の保証書をENF Eに提出しなければならない。

- a) 契約履行保証書 契約金額の10%保証
- b) 誠実施工保証書 契約金額の10%保証

これらはENF Eの承認する銀行保証書とする。契約履行保証書は、完成証明書の発行後30日以内に精算返却され、誠実施工保証書は最終証明書の発行と同時に精算返却されるものとする。

各保証書の有効期間は1年毎とし上記のそれぞれの条件期間を満足するよう更新するものとする。

14. 前渡金

ENF Eは契約が発効した日から 日以内に、工事総額のうちUSドル、ボリヴィアペソのそれぞれ20%相当額の前渡金を請負者に支払うものとする。これに対し請負者はENF Eの承認する銀行保証書をENF Eに提供しなければならない。

この保証書は工事出来高によつて前渡金の精算が完了した段階で返却されるものとする。保証書の有効期間はこの条件期間を満足しなければならない。

15. 工事の開始

請負者はENFEの着手命令をうけてから15日以内に工事を開始しなければならない。開始の遅れに対する正当な理由がない場合は予定損害賠償金をENFEは請負者から徴収するものとする。

16. 支払通貨

外貨分についてはUSDドルで支払うものとし、内貨分についてはボリヴィアペソで支払うものとする。

17. 支払い

工事費の支払いは、単価契約の項目については毎月出来高払いとし、一括契約の項目については技術仕様書に示されている段階毎に支払われるものとする。支払いは前渡金の償還分を除いた全額とし、保留金はないものとする。ENFEの証明書付きの支払請求書を受けてから 日以内に支払うものとする。

18. 保険

請負者は一般契約条件書に示された保険を自己の負担で付保するものとし、ボリヴィア共和国内に設立され保険業務を認可された保険会社に付保するものとする。

これら保険に要する費用は各支払項目に按分されるものとする。

19. 詳細設計に伴う単価変更

路線測量、地質調査および詳細設計を請負者が実施した結果、契約時の数量明細書に示された工事予定数量の変動が10%以上増減する場合は、該当する支払項目の単価と契約金額を契約当事者間で合意する金額により調整するものとする。

20. エスカレーション条項

労務費、資材費もしくは燃料費の増減により、若しい工事費の増減が生じる支払項目については、単価の調整が行なわれるものとする。

その調整は一般契約条件書第77条によるものとする。

予備資格審査への招請

ボリヴィア共和国政府の資金により、ボリヴィア共和国鉄道公社（以下、ENFEという）は、ボリヴィア共和国で正規に登録された第1種の建設企業、または外国の同様な建設企業に対し、東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事のための、予備資格審査オファを提出されるようここに招請する。

1. 招請の内容

- (a) 入札招請番号：
- (b) 工事件名：東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事
- (c) 入札資格者：
 - (i) ボリヴィア共和国内で正規に登録された第1種の建設企業
 - (ii) 外国企業の場合は外国で正規に登録された第1種の建設企業で、かつボリヴィア共和国国内建設企業と提携する建設企業
- (d) 入札および契約を行う機関：ENFE
- (e) 入札書類の配布金額：1式 b \$
- (f) 予備資格審査オファの提出場所：
ENFE入札評議会事務局
- (g) 予備資格審査オファの提出部数：オリジナル1部、コピー2部
- (h) 予備資格審査オファの締切日時・場所：
- (i) 使用言語：スペイン語
- (j) 工事の監督：ENFEが指名するもの
- (k) 相談の受付および情報の提供を行う事務所：
ENFE入札評議会事務局
- (l) 工期は3年以内、メンテナンス期間は1年とする。

2. プロジェクトの概要

このプロジェクトは、東部線タベラス・ロボレ間鉄道線路の災害本復旧のために、鉄道新線を建設するものである。

この鉄道新線は延長約102 Kmの鉄道線路（1mゲージ、単線）と、4つの新駅で構成される。

切取、盛土、Boxカルバートおよび橋りよりの路盤施設、レール、バラスト、ポイントおよび線路諸標の軌道施設、運転保安のための通信設備、並びに駅建物とその付属設備の工事である。上記に先立ち、新線ルートを中心杭設置および縦横断の測量、平面測量、地質調査および構造物の詳細設計が含まれる。

3. 入札書類の構成

東部線タベラス・ロボレ間鉄道新線建設のための入札書類は次のもので構成される。

- (a) 入札心得(第1卷)
- (b) 一般契約条件書(第2卷)
- (c) 入札書式(第3卷)
- (d) 一般仕様書(第4卷)
- (e) 技術仕様書(第5卷)
- (f) 特別仕様書(第6卷)
- (g) 数量明細書(第7卷)
- (h) 図面(第8卷)
- (i) 契約合意書(第9卷)

入札の招請

殿

ENFE入札評議会は貴社が提出された予備資格審査オファを検討の結果、本工事の入札に参加適格と認定しましたので、下記の要領により入札オファの提出招請を申し上げます。

記

1. 工 事 名 : 東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事

2. 発 注 者 : ENFE

監 督 :

3. 入札オファの提出:

期 限 : 年 ... 月 ... 日 時まで

宛 先 : ENFE入札評議会事務局

必ず手渡しによるものとする。

4. 入札オファの開封

日 時 : ... 年 ... 月 ... 日 時

場 所 :

5. 本工事の工期

本工事の完成は工事着手の日から ケ月以内とする。

メンテナンス期間は仮受領後1年とする。

6. 本工事のFinance

本工事はボリヴィア政府資金を受けて実施するものである。

日 付 年 月 日

署 名

入札評議会委員長

発 注 内 示 書

殿

我々は、本落札通知書、入札オフア及び貴殿の 年 月 日付の申出に従い、東部線タバラス・ロベレ間鉄道建設工事を貴殿に発注する。

1. 契 約 金 額

本契約の契約総額はUSドル貨(数字)USドル((文字)USドル), ポリヴィアペソ貨(数字)ペソ((文字)ペソ)であり、…年…月…日のポリヴィア中央銀行に於ける交換比率(US\$=…b\$)によれば総額(数字)ペソ((文字)ペソ)である。

2. 前 渡 金

前渡金は次の条件で支払われる。

(1) ドル貨ポーションに対する前渡金

前渡金はドル貨契約額の20%(数字)ドルとし、契約発効後…日以内に支払われる。

(2) ポリヴィアペソ貨ポーションに対する前渡金

前渡金はポリヴィアペソ貨契約額の20%(数字)ペソとし、契約発効後…日以内に支払われる。

(3) 請負者は、前(1)項および(2)項の前渡金に対し、ENFEへ保証書を提出するものとする。保証書の有効期間は前途金の償還の終る時期までとする。

3. 監 督 官

本契約の実施に関する監督官は……………

4. 履 行 保 証 金

本契約の実施に関する履行保証金は契約額の10%とする。この保証書は契約発効日より…日以内に提出するものとし、完成証明書の発行時に返還されるものとする。

5. 誠 実 施 工 保 証 金

本契約の実施に関する誠実施工保証金は契約額の10%とする。この保証書は契約発効日より…日以内に提出するものとし、最終証明書の発行時に返還される。

6. 工 期

本契約の実施のための工期は(数字)ヶ月(暦日)とする。なお、この工期は工事着手の日より起算される。

7. 受 領

仮受領は実質的工事完了後請負人の請求により行われる。

最終受領は仮受領の1年後に行われる。

本落札通知書受領後、……日以内に本書に同意された証として、署名された一部が返却されるものとする。

入札評議会

署名

ENFE

署名

請負者署名

入 札 保 証 書

銀行名

殿

拝 啓

当行は、東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事の工事施行についてENFE入札評議会に提出された入札オフアを保証するため、b \$ 数字、(文字)ポリヴィアベソ或はUSドルまで(入札者名)会社の保証人となります。

当行は当行の被保証人(入札者名)会社が入札書類条件の規定による契約を調印しなかつた場合、ENFE……………の署名せる請求書を受領次第、ENFE宛にこの保証金額を払出すことを約します。

当行はこの保証が他の如何なる書類、法的文書、或はENFEと被保証人間の現存契約とも、これ等書類の訂正又は拡張を含めた何等の関係も有せぬこと、従つて当行はこの保証書に特に表明されている責任以外には何等の法的その他の責任を有さぬことを明記します。

この保証書は入札オフア提出日、198…年…月…日より90暦日間有効であります。従つてこの保証は…年…月…日に失効します。

敬 具

日 付 ……………

場 所 ……………

認可された署名 ……………

署名者の氏名と役職 ……………

契約履行保証書

銀行名

殿

拝 啓

当行は東部線タペラス・ロボレ間鉄道建設工事の請負者たる 貴社の全義務、夫々の完全な、
能率的な且つ適時の履行を保証するために、 ポリヴィアベソ或はUSドルまで保証人となります。
当行は 貴社がその契約義務を履行していないというENFE 署名の通知を受領次第、
この保証金額を支払います。

この保証の有効期間は本日より 暦日間、すなわち 年 月 日まで有効であります。ENFE
の命令さえ有れば請負者の負担で有効期間を 暦日間自動的に追加延長されるものとします。

敬 具

日 付

場 所

認可された署名

署名者の氏名と役職

誠 実 施 工 保 証 書

銀 行 名

殿

拝 啓

当行は東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事の請負者たる 会社の工事の誠実なる遂行を保証する
ために、 ポリヴィアベソ或はUSドルまで保証人となります。

当行は、 会社がその工事の誠実なる遂行が行われていないというENFE 署名の通知を受
領次第、この保証金額を支払います。

この保証の有効期間は本日より 暦日間、すなわち 年 月 日まで有効であります。

敬 具

日 付

場 所

認可された署名

署名者の氏名と役職

前 渡 金 保 証 書

銀行名

殿

拝 啓

当行は 会社の保証人となり、東部線タベラス・ロボレ間鉄道建設工事の工事施工に関し、
ENFEが同社に与える前渡金の正しい使用を ポリヴィアペソ或はUSドルの金額まで保証します。

この保証は無条件且つ取消不能とし、当行の被保証人がこの保証の対象たる前渡金を償還しなかつたとの当
行宛のENFE 署名の通知を受領次第、ENFE宛当行より支払われます。

この保証の有効期間は本日より 暦日間、すなわち 年 月 日まで有効であります。

敬 具

日 付

場 所

認可された署名

署名者の氏名と役職

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial matters. This section also touches upon the legal implications of failing to maintain such records, which can lead to severe consequences for individuals and organizations alike.

2. The second part of the document delves into the specific requirements for record-keeping, including the types of documents that must be retained and the duration for which they should be kept. It provides a detailed overview of the various categories of records, such as financial statements, contracts, and correspondence, and outlines the best practices for organizing and storing these documents to ensure they are easily accessible when needed.

3. The third part of the document addresses the challenges associated with record-keeping, particularly in the context of digital information. It discusses the risks of data loss, corruption, and unauthorized access, and offers strategies to mitigate these risks. This includes the use of secure storage solutions, regular backups, and the implementation of robust access controls to protect sensitive information.

4. The fourth part of the document focuses on the role of record-keeping in legal proceedings. It explains how well-maintained records can serve as crucial evidence in court cases, helping to establish the facts of a matter and support a party's position. It also discusses the importance of preserving records in their original form or as certified copies to ensure their admissibility in legal proceedings.

5. The fifth and final part of the document provides a summary of the key points discussed and offers practical advice for implementing a comprehensive record-keeping system. It encourages individuals and organizations to take a proactive approach to record-keeping, recognizing its value as a tool for managing risk and ensuring long-term success.

